

件名 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

○外務省告示第四百三十八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年十二月十一日から施行する。
令和五年十二月八日

外務大臣 上川 陽子

一 アメリカ合衆国大使館

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
東京都港区	東京都港区	東京都港区
赤坂一丁目十番五号	赤坂一丁目十番（次の図面に示す部分に限る。）	霞が関三丁目三番から八番まで
		赤坂一丁目、赤坂二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）から四番まで、八番から十二番まで及び七番から二十三番まで、六本木一丁目一番から七番まで及び十番、六本木二丁目二番、虎ノ門一丁目二番、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目一番から七番まで、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目一番、虎ノ門五丁目二番及び三

	番（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一つは、対象施設周辺地域に含まれる道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設	